三　カドミウム又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十四・二に定める方法にあっては、日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・二又は四・二・四・三に定める操作を行うものとする。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十三に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）
五　有機りん化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―四の七・二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―四の七・二・四に定める方法を除く。）
六　六価クロム化合物	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十四・三に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十四・三・二及び二十四・三・七に定める方法を除く。）
七　ひ素又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十に定める方法（ただし、日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十・三・五の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の九に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の九・二に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表一に掲げる方法
九　ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇〇九三に定める方法
一〇　有機塩素化合物	別表第一に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の六・三に定める方法
一一　銅又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十一に定める方法（準備操作のうち日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）

三　カドミウム又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十四に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
五　有機りん化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法）
六　六価クロム化合物	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十五・二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十五・二・六に定める方法を除く。）
七　ひ素又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十一に定める方法（ただし、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十一の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十八に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十八・一・一に定める方法を除く。）
九　ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇〇九三（二〇〇六）に定める方法
一〇　有機塩素化合物	別表第一に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十五・三に定める方法
一一　銅又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二に定める方法（準備操作のうち日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）